

会議録

会議の名称	平成19年度 第1回西東京市子ども福祉審議会
開催日時	平成19年 4月24日(火) 13時 から 15時 まで
開催場所	イングビル 3階 第3・4会議室
出席者	(出席者) 坂口市長、猪原委員、梅村委員、神山委員、吉瀬委員、齋藤委員、清水委員、古川委員、森田委員、山口委員 (事務局・職員) 児童青少年部長 二谷、児童課長 伊藤、保育課長 大久保 子育て支援課長 大川、子育て支援課主幹 宮村、 子育て支援課係長 原、子育て支援課児童青少年係主事 後藤、 子育て支援課児童青少年係主事 矢部
議題	1. 審議 ・子どもの権利条例の制定について(諮問) 2. 報告事項 ・平成19年度子ども福祉に関する事業 ・認可保育所の待機状況について(保育課) ・子育て・子育てワイワイプランの報告(子育て支援課) ・今年度の審議内容・日程 3. その他 ・次回会議日程
会議資料の名称	(1) 委員名簿(平成19年4月24日現在) (2) 西東京市における子どもの権利に関する条例の制定について(諮問)写 (3) 子育て・子育てワイワイプラン(抜粋) (4) 子どもの権利条例に関する他市の制定状況 (5) 子どもの権利に関する条例制定スケジュール(事務局案) (6) 平成19年度の取り組み(平成18年度第8回資料(写)) (7) 平成19年度子ども福祉審議会開催予定(4月~10月)(事務局案)
記録方法	全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>発言者名： 発言内容</p> <p>大川課長： ただいまから平成19年度第1回会議を始めさせていただきます。今年度の4月から子育て支援課長となった大川です。本日は市長が出席されたので、ご挨拶をお願いしたい。</p> <p>市長： 公私ともご多忙の中、審議会にお集まりいただき、ありがとうございます。午前中に青少年問題協議会が同じ場所で開かれ、ご議論いただいたところである。最後まで参加できなかったが、審議会にも関係する「西東京市の青少年像」について、議論されていた。日頃から審議会委員のみなさまには、学童クラブの運営や子育て支援計画、また保育園の</p>	

入所基準の見直しについてなど、大変重要な課題について検討していただき、市民を代表して感謝申し上げたい。

子育て支援計画については他市や子育て支援団体からも高い評価をいただいている。今年度は子育て支援計画の中でも重要課題となっている「子どもの権利条例」について検討していただくこととなっているので、お願いしたい。1989年11月に国連が児童の権利条約を制定し、日本でも1994年5月に発行している。子どもの生きる権利・育つ権利・守られる権利・参加する権利の四つの権利を守る条約であり、西東京市独自の子どもの権利に関する条例について、本格的に取り組むこととなった。プロセスを大切に、市民の多様な意見と参加をいただきながら、まとめられると思う。本日子どもの権利に関する条例の制定について諮問したいと考えている。

なお、みなさまの熱心なご議論と、森田会長のご尽力があり保育園の仮園舎を利用した「西東京市ワイワイプラザ」が5月13日にオープンする。たくましく心豊かな子ども達を育てていくために実験的な取り組みをし、その成果を来年度開設予定の「こどもの総合支援センター」に生かしていきたいと考えている。また、保育園や幼稚園などに通わず、家庭で子育てしている保護者や子どもに対しても支援していけるような、地域社会を作っていこうということが市の基本的な方針になっているが、今回の取り組みがそういったことにも生かされればよいと思う。

大川課長：

ありがとうございました。この4月で委員の変更があった。以前からご参加いただいていた都立特別支援学校田無養護学校の坂田委員が3月を以って退職され、新しく吉瀬委員が入られたので、市長より委嘱をお願いしたい。

新委員の委嘱【市長より委嘱状の授与】

新委員；吉瀬委員

新しい委員も入られたので、委員のみなさまに自己紹介をしていただきたい。

委員自己紹介

それでは市内部の所属も大きく変わったので、紹介させていただきたい。

事務局職員紹介

それでは子どもの権利に関する条例について、諮問を行いたいと思う。

市長より諮問

大川課長：

それでは議題については、会長に進行をお願いしたい。

森田会長：

いくつかの資料が出されているので、まずご説明いただき、議題に入っていきたいと思う。今日は子どもの権利に関する条例を制定するにあたり、どういう日程で作っていくのかなどを自由に話していただくために、資料を用意したので説明してほしい。

事務局：

子どもの権利に関する条例についての資料説明

森田会長：

諮問書を見てほしい。審議会では基本的な考え方や条例制定の進め方、条例案などを諮問されたが、この件についての議論は何回を予定しているのか。また、どこまでを決めていく予定であるのか。

大川課長：

条例策定のスケジュールに関しては、子育て支援計画の中に3年間の検討を行い、条例化していくこととなっている。審議会の中で審議することも大事であるが、他の審議会にならない、検討委員会などの少し小さな会を設けて、検討することがよいのではないかと考えている。他の課の案件のスケジュールも鑑みて、事務局案のような日程になるのではないかと考えている。

森田会長：

今日の議題としては前後してしまうが、審議の最後に「今年度の審議内容と日程について」が出されているので、審議会の課題はたくさんある。そのため、子どもの権利について審議する時間は限られている。先ほど事務局から提案があったとおり、条例検討委員会を別に組織して議論を進めることなどについて、みなさんからご意見をいただき、会の基本的な考え方などをまとめたいと思う。

諮問についてもう少し説明したい。子育て支援計画の中の基本的な考えとして、子どもの権利の尊重について議論され、書かれている。子どもの権利条約が国連で採択されいよいよ20年になるが、過去に2回日本の制度や、どこまで到達しているかについて国連に報告している。しかし地方自治体に落とされ、子ども達や子育て家庭まではなかなか行き届かない状況である。昨年もこのことについて世界的にも中心となって研究や開発をしているユニセフ・イノチェンティ研究所の主席研究員であるトロンド・ヴォーグさんが来日した時に、市長ともお会いし、西東京市の中ではどのように考えていくのかというお話をした。日本では虐待の予防や救済の部分が中心に進んでいる。自治体の中では子どもの権利侵害がおきてから、子どもを救済するという仕組みであるが、これをもっと予防的・永続的なものとしていくために条例とすることが必要であるということで、各自治体が急速に条例化している。

西東京市では子育て支援計画の中に挙げ、また具体的に推進していく中で、計画実施の中での事業の推進ができてきたが、市民全体や子ども達自身に自己肯定感を補強していくような事業が充分になされていない。子どもの権利の四つの視点を明確にした条例にするために、計画を推進していく中でこの理念を条例の中に入れるということで、西東京市の条例の検討に入ってはどうか。条例がなければ何もできないということではないので、計画があれば進められることは充分ある。次世代育成支援行動計画が全自治体にできたこともあり、計画型で進むということは世界的に見ても特徴的である。計画は理念がしっかりしていないと上手く進まないこともあり、各自治体がこぞって条例化しているということは、計画を推進していく中で必要になったことの表れであると思う。条例化するにあたり、具体的な中身については自治体によって違いが表れている。西東京市にはオンブズパーソン制度が計画に入っている。各地で条例は、健全育成条例を作り直したものの、SOS条例という虐待からの救出に関するものだけのもの、子どもに関する事業を並べたもの、オンブズパーソンのみを作り上げたものなど、多様である。次回に向けて他の自治体の条例や案など、参考となるものを提示していただきたい。

猪原委員：

計画は3年であるが、充分時間があるとは思えない。検討委員会はなるべく早く作ることが大事だと思う。事務局案を見ると、条例を作るように見えるが、むしろ基本的な核になるところを検討委員会で決めないと、審議会のような大人数の会では難しいのではないかとと思う。また、検討委員会の構成メンバーを選ぶことについても非常に大変だと思し、会自体も何十回と開かないと話し合えないのではないので、参加できる方を選ぶのも難しいと思う。勉強会から始める必要があるのではないかと。

森田会長

おそらくこの審議会において実質的な議論は難しいと思う。ただ、審議会がきちんとして方向性と中身を作り上げなければならない。内容的な議論と併せて、市民や子ども達との調整等もできるような仕組みを持った委員会にしなければならない。

齋藤委員

条例がいろいろな自治体できているが、今の社会状況に応じたものできている。しかし社会の情勢が変わることが考えられる。条例として作るのであれば、子どもの権利の四つの権利にマッチしているかが重要であり、大雑把な条例を作っておいて、個々のものは情勢に合わせてということで考えてはどうか。10年後・20年後にも対応できるものを作ると良いと思う。

いろいろな条例がある中で、子どもの参加する権利についての部分が非常に弱いように思う。社会の成熟度によって参加の部分はより重要になっていくことが考えられるので、策定にあたっては、その部分も網羅するものを作る必要があると思う。

清水委員：

子育て支援計画の見直しの際も、参加の部分が少ないことが指摘されたと思う。

猪原委員：

市民と子どもたちの意見を聴く必要があると思うが、こういった方法や手順があるのか考える必要があると思う。

森田会長：

子育て支援計画を作る時にも、子ども達の意見を聴くのが大変であった。子ども自身がどんな環境や関わり方を望んでいるのかについて意見をもらおうと思ったが、そのしかけを作ることに、エネルギーが取られてしまった。参加となると子ども達がどういうことなら興味を持つのか、というところが一番大事だと思う。

教育委員会との関係が重要で、各自治体でも条例を上手く作り上げられ、子ども達のところへしっかり戻せているところは、教育委員会と連携がとれていて、また教育委員会へ小中学校が問題提起をでき、義務教育の部分だけでなく、家庭教育の部分や福祉の問題についても力を合わせているところは、良い条例ができて動き始めている。

山口委員：

資料を見ると大阪府箕面市は平成11年に策定しているが、最近できたものと内容が大きく違うようである。どのように作られ、こういった効果があったのかという検証をしているのか。

森田会長：

検証は始まっている。進んでいるのは川崎市である。一昨年から評価をする委員会ができている。条例を策定したことにより、そのような変化があったかを調査している。

条例を策定すると大人の意識が変わるので、そういった意味では大事であると思う。

条例にもいろいろあり、調布市の条例はエンゼルプランを含めた次世代支援計画を策定し、そのまま条例化したものである。

齋藤委員：

個人情報保護条例などがあるが、契約をする時にはそのことを確認している。教育現場でも障害児教育の法令が変わり、条例にあったシステムで行われているかどうか重要である。市のどの条例に一致しているかを検証することで、住み合わせの資料になると考えるので、ざっくりした形で最初は施行しているのではないかと。

森田会長：

そこで暮らしていく人が条例を意識化して、いろいろな事業を行っていくための土台とするものだと思う。いろいろな取り組みの一つの指標として考えていくものではないか。子育て支援計画の時よりも大変であると思うし、丁寧に個々のところに下りていかないと方向性などは決められないのではないかと。私は抽象的なものであればあるほど、意見を聴取しなければならないと思う。

梅村委員：

子育て支援計画の見直しの中にもオンブズパーソン制度など、いじめからの救済システムというような具体的なものとして提示されているので、大枠を決めることも必要であるが、緊急に必要な具体的なシステムも盛り込まないといけないのではないか。すぐに働いていくものを作っていきたいと思っているが、条例を策定してから具体的なものを決めていくということなのか。

森田会長：

それも含めて検討していくということではないのか。

齋藤委員：

現状では平行して決めていくしかないのではないか。具体的な事例をできるだけ列記して、条例の中でどのように決めていくのかということだと思う。5年先は状況が変わってしまうかもしれないので、わかっている範囲で条例の中に取り入れられるようにしなければならないのではないか。森田会長がおっしゃった「抽象的になればそれだけ具体的な事例が必要である」というのは、そういうことであると思う。

森田会長：

そのとおりである。オンブズパーソンもいろいろな形があって、他区で福祉サービスに関するオンブズパーソンをしているが、行政オンブズパーソンだとした途端に民間のものはどうするのかという問題が出てきてしまった。10年間で社会福祉サービスが変わってきたので、オンブズパーソンの役割も変わってしまっている。しかし必要性は変わっていない。そういった意味でも子どもの権利は世界中で大事にしなければいけないものだと思う。それを西東京市の中で条例化するとすると、具体的には何を共有できる核として入れるか考えていけないといけない。

方法論としてはだいぶ話が出てきたので、次回具体的な中身についても議論したいと思う。また、みなさんからお話のあった部分の資料については、私も用意したいと思う。

特に子育てや子育て支援の部分をどうするかはこの自治体も悩んでいるところである。西東京市は子どものことや子育てに関して計画を進めてきたので、具体的に書き込みながら抽象化していけば、ある程度はできてくるかなとは考えている。

検討委員会を早急に立ち上げるということは確認させていただいて、そこにどのくらいの人達をどういった形で入れたらよいのかは、次回提案いただくということによろしいか。

委員一同：

異議なし。

森田会長：

その検討委員会で勉強会等をしたたり、またどういった動き方をしたりして条項を作っていたきたいというような思いと、方向性や方針のようなものは審議会で指示をさせていただくことにしたいと思う。諮問の中で条例制定の進め方についても書かれているので、子ども自身の参加ということも踏まえたいと思う。事前に資料を配布するので、欠席等でいらっしやれない方もご意見をいただけたらと思う。

それでは報告事項等が多くあるようなので、事務局からお願いしたい。

部長：

まず平成19年7月予定の組織改正のことであるが、西東京市は合併から7年経つが大きな組織改正は行っていない。ここで大幅な組織改正を予定している。3月の議会に諮ったが継続審査となったため具体的なことは決まっていない。今後の企画総務委員会で話し合われる。名称等についても変わる可能性もあるため、あくまで案を提示させていただいた。部内が3課から4課になり、資料のとおり事務分掌が変わる予定である。正式に決まってからお知らせさせていただきたい。

宮村主幹：

子ども家庭支援センターの事業拡充について説明させていただく。西東京市の子ども家庭支援センターは従来型のもので、虐待について対応が充分にできないため、組織的に対応で

きるようにするため、先駆型へ移行する予定である。虐待のための見守りサポート事業や要保護児童に対する取り組みをしなければならないこととなっているため、その準備をしている。

子育て支援ショートステイについては実施されていない状況であったが、5月から聖ヨゼフホームに依頼をし、実施する予定である。ベッド数は2床確保し、6泊7日を限度とし、一時的に養育が困難なお子さんに対して宿泊を伴う事業である。対象は2歳から12歳を想定している。

要保護児童対策地域協議会については、児童虐待防止協議会を従来から立ち上げ、みなさまに協力をいただいているが、児童福祉法第25条の2に定められているように、民間の方も含めてさらに大きな規模で西東京市の支援が必要な子ども達について、ネットワークを構築するために平成19年4月1日付で設置した。5月25日に代表者会議を行う予定である。

大川課長

乳幼児医療証について所得制限があったが、5歳未満については制限を撤廃した。さらに平成19年3月の議会において条例を改正し、小学校に入るまでのお子さんについて所得制限を撤廃するという制度を改めた。この制度の更新による切り替えが10月であるため、今年の10月からが適応になる。

義務教育就学児医療助成については、今までは小学校に入る前までであり、区内でも区部では実施されていた。市部については財政的な問題で行われていなかったが、この度東京都からの措置が決定したため、西東京市においても立ち上げをした。この助成制度については所得制限を設けている。給付の中身は保険診療については三割負担であるが、その中の一割を公費で負担するという制度である。この制度も10月から始める予定である。

事務局

ワイワイプラザについて説明したい。公立保育園の建て替えのための仮園舎として使用している西原の施設が平成19年度の一年間空くため、有効活用しさまざまな子育て支援事業を展開する予定である。名前のとおり「西東京市子育て・子育てワイワイプラン」から取ったものであるが、プランの推進について市では取り組むことが難しい事業について、試行的に実施することを目的とし、実施についてはNPOに依頼し、市民参加をいただきながら事業を展開していく予定である。またその成果を「地域子育て支援センター」や、平成20年度開所予定の「(仮称)こどもの総合支援センター」に生かしていきたいと考えている。オープンについては5月3日から5日までをプレオープン期間とし、オープニングイベントは13日に行う予定である。

大久保課長

保育園の民間委託について説明したい。市としては二番目の公設民営となる「田無保育園」が4月にスタートした。事業者は長年市内で民間保育園である「田無北原保育園」の運営実績がある「社会福祉法人大誠会」である。田無保育園の新たな事業としては「一時保育事業」や午後8時までの「延長保育」を実施している。保護者の方の協力を得ながら無事にスタートしたところである。今後の予定であるが平成21年度に「しもほうや保育園」、平成23年度に「ほうやちょう保育園」の2園を考えており、まだ決定していないが、残り3園を民間委託し、17園ある公立保育園のうち7園を委託する予定である。

基幹型保育園についてであるが、市長の話の中にもあったとおり、保育園の役割は在園している方だけでなく、地域全体の子育てについて、また在宅で子育てしている方への支援も重要であると考えている。平成18年8月に「けやき保育園」と「なかまち保育園」に2名専門の職員を配置し地域子育て支援センターを併設した保育園として、事業を展開している。今年度は3園目を「ひがし保育園」に予定しており、専用スペースの確保等の改修工事を行い、8月にはスタートしたいと考えている。

認証保育所の誘致については待機児童解消策の一環として、今年度新たに1園誘致するための経費を計上した。今回の1園を含めると市内の認証保育所は12園となり、施設数と受け入れ児童数については、都内26市の中では一番多いものとなる。

待機児童の状況について説明したい。カウント方法が、保育園に入園できなかった児童の中から認証保育所や保育ママなど、認可外の保育施設に入所できた人数を差し引いた残りの人数で表す「新定義」と、認可の保育所を希望したが入れなかった児童数をカウントした「旧定義」とがあり、現在は「新定義」で表すことが一般的であるが、新年度についてはまだ把握できていない。「旧定義」の数値であるが、昨年度の待機児童数が251人であったが今年度は259人であり、おおむね前年度と同数である。待機児童の年齢別の数字であるが、昨年度は1歳児が118人で今年度は72人と減少している。2歳児が昨年度67人から106人と増えている。これは保護者の育児休業の期間が長くなったためではないかと考えている。昨年度田無保育園の建て替え工事をし、平成19年4月より1・2歳児の受け入れや0歳児の受け入れは拡大しているが、待機児童は依然として多い傾向にあると考えている。

一昨年は大規模な工場跡地に集合住宅ができたということがあったが、昨年は大型の住宅開発はなかったが、市内の農地が中小規模の集合住宅となったことや現在も建設中であることなどの影響があるのではないかと考えている。引き続き待機解消に向けては、認証保育所の新規誘致や保育ママの増員、認可保育園の計画的な建て替えによる定員増によって、取り組んでいきたいと考えている。

伊藤課長

平成18年度に答申いただいた学童クラブの管理運営の委託化についてであるが、平成18年12月から平成19年1月にかけて、委託先の業者選定委員会を開き、プロポーザルコンペにより事業者を決定した。市内の非営利団体NPO法人に市と市民との協働事業として「北原学童クラブ」を平成19年4月から委託化している。また平成20年度から「谷戸学童クラブ」、「向台学童クラブ」、「向台第二学童クラブ」の委託化をはかる予定である。「北原学童クラブ」の第一回保護者会が4月20日に行われたが、委託化についてのご意見として好評であるとの報告をうけている。

「ひばりが丘児童館」、「下保谷児童館」の建て替えについてであるが、青少年センター機能を備えた特化型児童館として、中高生年代の居場所機能の付加を目的として整備していく予定である。平成18年度に「青少年の居場所準備会」において中高生の当事者7名の参加をいただき、機能の導入について検討を進めてきた。その意見を平成19年度の基本設計に反映することとしている。平成19年度においては基本設計と各市の調査を行う予定である。「下保谷児童館」は文化・芸術・音楽等の特色を持たせ、「ひばりが丘児童館」についてはスポーツ・レクリエーション等の特色を持たせることを考えている。平成22年度には各児童館をオープンしたいと考えている。

森田会長：

たくさん報告があったが、ご質問等はあるか。

齋藤委員：

組織改正のことであるが、健康推進課の持っている母子保健の業務が子ども家庭支援センターに移ることとなっているが、乳児検診についても移るということか。もしそうであれば医師会に早急に知らせていただきたい。

また、保育園の民間委託についてであるが、保育料の支払についてはどのようになっているのか。滞納分についてはどうなるのか。

大久保課長：

保育料の納入については従来どおりである。また、滞納分については以前もご指摘があったが、出向行くことや日曜日に収納作業を行っている。

齋藤委員：

公設民営ということであるが、料金は市に入るのか。

大久保課長：

そのとおりである。

齋藤委員：

公立保育園ではしかが流行し、その情報が他の園にも伝わったが、民営の保育園には情報

が入らなかった。リアルタイムの情報はこまめに流れるように考えなければならないと思う。

大久保課長：

方法を考えたいと思う。

梅村委員：

ショートステイ事業についてであるが、利用の条件を教えてほしい。市役所にいけば利用できるということか。

宮村主幹：

窓口が子ども家庭支援センターであるので、書類を提出してもらい利用していただくこととなる。養育不安も要件に入れているので、利用していただけたらと思う。

梅村委員：

預かり期間が短いと思うが。

宮村主幹：

他の自治体でもショートステイの預かり期間はほとんど一週間である。特別な事例についてはさらに一週間延長できることとなっている。

森田会長：

児童養護施設や児童相談所が一時保護をする前の段階と考えていただければよいと思う。地元の施設であるので、入ることができれば小学校などへもそのまま通えるというメリットがある。

宮村主幹：

各自治体が行うショートステイ事業についての方向性は、国から区市町村の事業と位置づけられており、「子どもの日常生活が守れる」ということで、その自治体で行うことが望ましい。児童相談所が行うと広域になるため、日常生活は守れないことが多くなってしまふ。

森田会長：

医師会と子ども家庭支援センターは関係ができてくると思う。

山口委員：

子ども家庭支援センターで母子保健事業をすることとなっているが、基本的には虐待などの「要保護児童について」が中心となると思うが、母子保健は予防的なものになるのではないか。

宮村主幹：

細かいことは決まっていないが、虐待養護の中でも死亡事例が多いのが乳幼児であり、特に4ヶ月未満の乳児が非常に高い死亡率となっているため、そこに手を差し伸べるということで全戸訪問という方針が国から出た。その業務を実際担っていくのは母子保健であると思っている。そこで母子保健と連携を取りながら、子育て支援事業も取り組みつつ、何とか悩める子ども達を救えないかと考えている。

山口委員：

2・3歳児に対する身体虐待なども気になるところである。

清水委員：

相談件数などはどのくらいあるのか。

宮村主幹：

正確な数字は資料を用意していないためわからないが、新規の相談件数は年間で600件程度あり、平成17年度の虐待についての相談は80件であった。平成18年度については、集計中である。虐待については、手を出してしまう前に何とか食い止めたいと努力している。虐待まで進んでしまうと、その後の支援が非常に困難であるし、子どもも精神的なダメージが大きく回復に時間がかかってしまうため、予防的な観点からの取り組みをするために今年度は先駆型に移行しながら、支援をしていきたいと考えている。

清水委員：

「子育て・子育てワイワイプラン」の見直しの時にも、若い親の支援についての話が出たが、虐待してしまう親の年齢は差があるのか。

宮村主幹：

若年の親についてはいろいろな支援をしないと、虐待に移る可能性が高いのではないかと。育児をしている母親の孤立感も強くなり「子育てが辛い」という声も聞くので、子育て支援計画にもあるが、その部分の支援も考えている。

森田会長：

ようやく医療・保健と保育・福祉の領域が一体となり、連携のとれた支援体制が作られてきたと思う。この審議会ができてからの審議が、役に立ってきたかなと思った。

ワイワイプラザについては、保育園の仮園舎が何かの形で使われたらよいと考えていた。一年間だけであるが、そこにすれば安心してサポートが受けられるというような居場所として、活動していけたらよいと思う。翌年は「こどもの総合支援センター」などにつなげていくことができたらと思っている。みなさんにもぜひ一度見にいらしていただきたい。

学童クラブについても「北原学童クラブ」が委託されスタートしたようである。市民の方々との連携が始まっているが、そこできちんと子どもが育っているかが大事であるので、きちんと監督をしていただきたい。学童クラブの民間委託については他の自治体ではなかなか進まない事業であるので、たいへん注目されていることであると思う。

それでは他に特にご意見等がなければ、本日の会議は終了したい。

以上にて終了。